

広告

**65歳以上の公的年金受給者の方の個人市・道民税の納付方法**

対象の方は、公的年金から個人市・道民税(住民税)が特別徴収(天引き)されます。詳しくは、6月中旬に発送する通知書をご覧ください。

■対象者 前年中に公的年金を受給している、26年4月1日時点で65歳以上の方。

※介護保険料が年金から天引きされていない方、1月1日以降に市外へ転出された方などを除く

■対象税額 年金所得に対する住民税額。

※年金以外の所得に対する住民税額は、従来どおり納税通知書で納めていただきます

■天引きの時期と方法

年金受給月	前年度から年金天引きが	
	①継続している方	②継続していない方
4月	2月分と同額を各月の年金から天引き(仮徴収)	
6月・8月		1/2相当額を納税通知書で納付
10月・12月	仮徴収分を除いた額を年金から天引き(本徴収)	残り1/2相当額を年金から天引き
来年2月		

問 市税事務所(下表)の市民税課

**6月2日(月)は軽自動車税の納期限です**

納税通知書は5/12(月)に発送。  
納税に関するご相談は市税事務所納税課(下表)へ

問 市税事務所(下表)の固定資産課

問 市税事務所所在地・電話番号

区	市税事務所・所在地	電話番号		
		納税課	市民税課	固定資産税課
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3913	211-3914	211-3918
北・東区	北部(中央区北4西5アステイ45)	207-3913	207-3914	207-3918
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3913	802-3914	802-3918
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8イースト平岸)	824-3913	824-3914	824-3918
西・手稲区	西部(西区琴似3の1コトニ3-1ビル)	618-3913	618-3914	618-3918

問 区役所(1ページ)の保険年金課

**税金**

1などで配布中の願書を、5月23日(金)(消印有効)まで。問 区役所(1ページ)の健康・子ども課(ただし東区は711-3213)

△個人市民税と道民税の均等割が引き上げられます△

△市税事務所(下表)の市民税課

△家屋の実地調査にご協力を△

△固定資産税の評価額を算出するため、今年、新築・増築・改築された家屋(車庫・物置を含む)を対象に実地調査を行います。

△市税事務所(下表)の市民税課

防災・減災事業の財源の確保のため、平成26年度から35年度までの間、個人市民税と道民税の均等割がそれぞれ500円引き上げられます。

問 市税事務所(下表)の市民税課

△省エネ改修工事を行つた住宅の固定資産税を減額△

△平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)で、平成28年3月31日(木)までに50万円を超える一定の省エネ改修工事(窓の断熱工事必須)を行い、省エネ基準に適合する場合、申告により翌年度の固定資産税が減額されます。工事完了後3カ月以内に、必要書類を添付して資産のある区を担当する市税事務所に申告してください。

問 市税事務所(下表)の固定資産課

△省エネ改修工事を行つた住宅の固定資産税を減額△

△平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)で、平成28年3月31日(木)までに50万円を超える一定の省エネ改修工事(窓の断熱工事必須)を行い、省エネ基準に適合する場合、申告により翌年度の固定資産税が減額されます。工事完了後3カ月以内に、必要書類を添付して資産のある区を担当する市税事務所に申告してください。

問 市税事務所(下表)の固定資産課

**国民健康保険**

△加入・脱退漏れにご注意を△

△加入・脱退手続きが必要になる方は、14日以内に届け出をしてください。また、国保以外

問 区役所(1ページ)の保険年金課

△市税事務所所在地・電話番号

区	市税事務所・所在地	電話番号		
		納税課	市民税課	固定資産税課
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3913	211-3914	211-3918
北・東区	北部(中央区北4西5アステイ45)	207-3913	207-3914	207-3918
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3913	802-3914	802-3918
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8イースト平岸)	824-3913	824-3914	824-3918
西・手稲区	西部(西区琴似3の1コトニ3-1ビル)	618-3913	618-3914	618-3918

△所得申告書の提出を△

△国保の保険料は、前年の所得に基づいて計算します。税額の申告をした方や所得税が源泉徴収された方以外の方は保険料計算のための所得申告書を提出していただきます。申告書が送られてきた方は、必ず提出してください。

問 区役所(1ページ)の保険年金課

△健康保険に本人として加入していた方が後期高齢者医療制度に移行した場合、その被扶養者だった方は、他の家族の扶養に入る場合を除き、国保の加入手続きが必要です。

△70歳～74歳の方の自己負担割合の見直し△

△これまで特例措置で1割としましたが、今年4月以降70歳になる方(昭和19年4月2日以後生まれ)から2割になります。昭和19年4月1日以前生まれの方は1割に据え置きます。

△医療費の自己負担割合は、これまで特例措置で1割としましたが、今年4月以降70歳になる方(昭和19年4月2日以後生まれ)から2割になります。昭和19年4月1日以前生まれの方は1割に据え置きます。

△70歳～74歳の方の自己負担割合の見直し△

△これまで特例措置で1割としましたが、今年4月以降70歳になる方(昭和19年4月2日以後生まれ)から2割になります。昭和19年4月1日以前生まれの方は1割に据え置きます。

△医療費の自己負担割合は、これまで特例措置で1割としましたが、今年4月以降70歳になる方(昭和19年4月2日以後生まれ)から2割になります。昭和19年4月1日以前生まれの方は1割に据え置きます。